

3-3 入札規則施行に関する政令 No. 88 (1999 年) および修正と補足 (2000 年)

政府
NO. 88/1999/ND-CP

ベトナム社会主義共和国
独立-自由-幸福
ハノイ、1999 年 9 月 4 日

入札規則施行に関する政令

政府は

- 1992 年 9 月 30 日付の政府組織法に従って、
- 計画投資、財務、通商及び建設の各大臣の提案に基づいて、以下の政令を發布する。

第 1 条

1996 年 7 月 16 日付政令 No. 43/CP 並びに 1997 年 8 月 23 日付政令 No. 93/CP に基づいて公布された入札規則に取って代るものとして、この入札施行令を公布すること。

第 2 条

本政令は、その署名日から 15 日後に完全に発効する。

第 3 条

計画投資相が、本政令に関連して公布された入札規則の指針を規定し、その施行を監督するために、建設相、財務相、通商相、ベトナム国立銀行総裁、及びその他関連省庁の長と調整する責任を持つ。

第 4 条 大臣、省レベルの機関の長、政府機関の長、中央の権限下にある州および市の人民委員会議長、国営企業並びに関連組織の BOM (構成委員) は、本政令の施行に責任を持つ。

政府を代表して
首相
(署名及び捺印)
PHAN VANKHAI

入札規則

(1999年9月4日付政令 No. 88/1999/ND-CP と共に公布)

これらの入札規則は、ベトナム社会主義共和国の領土内におけるコンサルタントの選定、材料、設備、建設および設置の調達、並びに投資プロジェクトまたはその一部を実施するための協力者の選定に関連した入札活動の統一運用のために公布される。

第 I 章 総則

第 1 条 入札を実施する目的、根拠及び手続

1. 入札は、プロジェクトの経済的効率を確保する目的に適した請負者を選択するために入札における競争、公正、客観性及び公平性を保証することを目的とする。
2. 入札は、各入札案件に基づいて実施される。
3. 入札手続には以下が含まれる：入札準備、入札開催、応札の検討、審査及び承認、落札者の発表、契約成立までの交渉及び契約の締結。

第 2 条 適用範囲と適用対象

1. これらの規則は、ベトナムで開催され実施される入札に適用される。
2. 適用対象
 - a. 投資建設管理規則の規定に従って入札規則が適用される投資プロジェクト
 - b. 共同企業体事業、業務協力契約または法的資本金、事業資本金または投下資本の出資比率が 30%以上の国家経済組織(国有企業)が参加するプロジェクト
 - c. 両当事者(出資者及びベトナムの当事者)によって締結された協定に基づく国際組織もしくは、海外組織からの援助によって資金調達されたプロジェクト。協定原案の規定が本規則の関連条項と異なる場合は、関連協定を交渉し締結する権限を有する政府機関は、締結前に首相の検討と承認を求めてこの案件を首相に提出しなければならない。
 - d. 実施のために投資協力者を選定する必要があるプロジェクト

- 国内投資によるプロジェクトに関しては、投資協力者を選定するための入札は、複数の投資者がプロジェクトへの参加を希望するときのみ実行される。
 - 外資プロジェクトに関しては、投資協力者を選定するための入札は、複数の投資者がプロジェクトへの参加を希望しているとき、または首相がプロジェクトを実施する投資協力者選定のための入札を命じるときにのみ実行される。
- e. 政府機関、大衆組織及び SOE による業務のための設備、装置、材料、手段の購入、軍隊組織による業務のための通常装置及び手段の購入への投資については、財務省が国家予算法に従って当該組織の購入の範囲、金額、責任及び権限について詳細な指針を規定する。

本条 2 項が適用される対象物は入札規則に従うことを強制されるが、その他の対象物は入札規則に従うことを奨励されるに留まる。

第 3 条 用語の解釈

これらの規則においては、以下の用語は下記に示す意味を有する。

1. 「入札」は、入札主催者によって規定された要件を満足させる請負者を選定する手続を意味する。
2. 「国内入札」は、国内入札者のみが参加する入札を意味する。
3. 「国際入札」は、国内及び海外の入札者の両方が参加する入札を意味する。
4. 「応札の検討」は、落札者を選定するために入札書類を検討し、分析し、審査する手続を意味する。
5. 「プロジェクト」は、工事、目的もしくは依頼の全体または一部を実施するための一組の提案を意味する。プロジェクトは、投資プロジェクトまたは非投資プロジェクトのいずれかとなる。
6. 「グループ A、B 及び C のプロジェクト」は、投資及び建設管理に関する規則で定義され分類されるプロジェクトを意味する。
7. 「入札主催者」は、プロジェクトの発注者、投資者もしくは前二者から入札を開催する権限を与えられた法人を意味する。
8. 「権限を有する者」は、政府機関、政府組織または SOE の長あるいは法律に基いて権限を与えられた者を意味し、以下の通りとなる。
 - a. 投資プロジェクトに関しては、投資及び建設管理に関する規則で規定さ

れた投資決定当局。

- b. 政府機関、大衆組織及び SOE の業務のための設備、装置、材料、手段の購入に関しては、軍隊組織の業務のための通常装置及び手段の購入に関しては、法律の規定に従って購入を決定する者。
 - c. 会社の所有権その他の形態の所有権に基づく資本が関与するプロジェクトに関しては、BOM または法律の規定に従って正当な権限を有する指導者。
9. 「権限のある機関」は、法律の規定に従って権能もしくは権限を与えられた組織もしくは団体を意味する。
10. 「入札者」は、入札に参加するための法人の地位を有する経済的主体を意味する。請負者は、コンサルタントを選定するための入札の場合は、個人にすることも可能である。建設及び設置工事の入札の場合は、請負者は建設業者でなければならない。物品の供給に関する入札の場合は、請負者が供給業者でなければならない。コンサルタントを選定するための入札の場合は、請負者はコンサルタントでなければならない。投資協力者の選定のための入札の場合は、請負者は投資者でなければならない。国内の請負者とは、ベトナム法人の地位を有しベトナム法に従って営業を営む請負者を意味する。
11. 「入札パッケージ」は、技術的要件に従ってまたはプロジェクト実施の進捗の順番に従って分割され、合理的な規模を持ち、プロジェクトの同時性を保証する投資プロジェクトの一部を意味する。
購入の場合は、入札パッケージは、装置、設備、もしくは手段の1つまたは1タイプになる。入札パッケージは、1以上の契約に基づいて実行することが可能である（さらに入札パッケージをいくつかの小部分に分割することも可能である）。
12. 「小規模入札パッケージ」では、金額が20億ベトナム・ドン未満の物品購入もしくは建設及び設置工事の入札パッケージを意味する。
13. 「コンサルタント活動」は、入札主催者による投資の準備及び実施プロセスの検討、決定及び検査のために所定の専門的知識及び経験に関する各種要件を満たすことを目的とした活動を意味する。
14. 「建設及び設置工事」は、工事もしくは工事の一部の建設及び設備設置に関連した作業を意味する。

15. 「物品」は、機械類、輸送手段、設備(完成品、同時進行もしくは単独設備)、工業所有権、著作権、技術に対する所有権、原材料、材料、燃料、消耗品(最終製品または半製品)を意味する。
16. 「入札公示」は、入札主催者が作成する文書及び書類の全体を意味し、それには請負者が各自の応札書類を作成し、入札者が応札書類を審査するための基準として使用される個別の入札パッケージの要件が含まれる。
入札公示は、それが発表される前に権限を有する者または機関の承認を受けなければならない。
17. 「応札書類」は、入札公示に規定された要件に従って請負者が作成する文書及び書類全体を意味する。
18. 「専門家グループ」は、入札者によって編成されるか、もしくは雇われる専門家及びコンサルタントのチームを意味し、入札主催者の手続に必要な作業を実施するために、入札主催者を支援する責任を持つ。
19. 「入札締切」は、入札公示に規定された応札書類の受付を終了する時点の意味する。
20. 「開札」は、入札公示に記載された応札書類を開く時刻を意味する。
21. 「指名業者リスト」は、検討段階で絞り込まれた請負者のリストを意味する。
コンサルタントを選定する入札の場合は、指名業者リストには入札者リストもしくは入札参加登録コンサルタントのリストに基づいて選定されたコンサルタントを含めなければならない。
22. 「査定」は、権限を有する者もしくは権限のある機関が承認する前にプロジェクトの入札計画、入札パッケージの応札結果、並びに関連する応札書類を査定する機能を有する機関による検査と審査を意味する。
23. 「入札パッケージの金額」は、投資資本総額、または費用推定総額もしくは承認された費用推定額に基づいて、プロジェクトの入札計画における各入札パッケージごとに決定された金額を意味する。プロジェクトの準備のためにコンサルタントを選定するための入札の場合は、入札パッケージの金額は入札開催に先立って権限を有する者によって承認されなければならない。

24. 「入札額」は、入札パッケージの実施に必要なすべての経費を含めて値引額(もし該当する場合は)を差引いた後の応札書類の中に請負業者によって記入された金額を意味する。
25. 「評価額」は、誤りの訂正及び欠陥の調整後(該当する場合は)に応札書類の比較のための基準として[その他入札者との]同一基準(技術、資金、商業その他の分野)に換算される入札額を意味する。
26. 「誤りの訂正」は、入札主催者が評価基準を形成するため、応札書類を正確なものにするために数字の誤り、タイプミス及びスペルの間違い、単位の間違いを含む誤りを訂正することを意味する。
27. 「欠陥の調整」は、入札公示の規定に従って応札書類の内容の欠落または過剰を追加もしくは調整することと、入札主催者による同じ応札書類の各部分間の相違の追加もしくは調整を意味する。
28. 「落札提示金額」は、入札公示の要件に従って誤りの訂正と欠陥調整の後に落札業者の入札額に基づいて、入札主催者によって提案された金額を意味する。
29. 「落札金額」は、入札主催者が落札者と交渉して契約を作成し、締結するための基準を形成する入札結果として権限を有する者もしくは権限のある機関から承認された金額を意味する。
落札金額は、承認された入札計画における入札パッケージの金額を超えてはならない。
30. 「契約締結金額」は、落札結果に従って契約締結交渉後に入札主催者と落札者が合意した金額を意味する。
31. 「入札結果」は、落札者名、入札額及び契約の種別に関する、権限を有する者もしくは権限のある機関による承認を意味する。
32. 「契約交渉」は、契約締結のために落札者と契約内容を詳細に確認するための交渉を意味する。
33. 「入札保証」は、入札書類に関連する入札者の責任を担保するために入札公示の規定に従って、所定期間中にある住所で(現金、小切手、銀行保証その他同

様の形態の)一定金額の入札者の供託金を意味する。

34. 「履行保証」は、締結した契約を実施する責任を担保するために入札公示及び入札結果の規定に従って、所定期間中にある住所で(現金、小切手、銀行保証その他同様の形態の)一定金額の落札者の供託金を意味する。

第4条 請負者の選定方式

1. 公開入札

公開入札は、入札参加数を制限しない入札方式である。入札主催者は、入札が開催される日から最低10日前に、その入札に参加するための条件と期間をマスメディア上で公表しなければならない。これは最も一般的な入札形式である。

2. 指名入札

指名入札は、入札主催者が一定数の適格な入札者(入札者5社以上)だけを招請する入札方式である。参加入札者のリストは、権限を有する者もしくは権限のある機関の承認を受けなければならない。この方式が検討されるのは、以下の条件のいずれか1つを満たす場合に限られる。

- a. 関連入札パッケージの要件を満足できるのが特定の請負者に限られる場合
- b. 使用される資金の出所から指名入札方式を要求された場合
- c. 入札パッケージの特殊条件から指名入札方式の方が有利と考えられる場合

3. 請負者の指名(特命契約)

請負者の指名(特命契約)は、契約を交渉するために入札パッケージの要件を満足させる請負者を直接選定することを意味する。

この入札形式は、以下の特別なケースにのみ適用される。

- a. 自然災害または戦争などの不可抗力が起きた場合に、時間的条件(緊急性)により工事を実施する能力を有する組織を指名することが認められる。そのときは、請負者の指名に関する報告書を首相に提出して、検討と承認を得なければならない。
- b. 首相の決定に従って、入札パッケージが実験的方法、国家機密、安全保障上もしくは国防上の秘密になる場合。
- c. 計画投資省の査定報告、融資機関、その他の関連当局の書面による意見に基づいて、首相の決定に従う特別入札パッケージの場合。

請負者指名（特命契約）提案は、以下の3項目を指定しなければならない。

- 請負者指名（特命契約）を適用する根拠
- 指名提案（特命）された請負者の、技術力と財務能力の点から見た経験と能力
- 請負者指名（特命契約）を適用する根拠として権限を有する者もしくは権限のある機関から承認された金額及び規模。

4. 競争提案

この形式は、金額が20億ドン未満の物品購入に関する入札パッケージに適用される。各入札パッケージには、入札提案に関する要件に基づいて、少なくとも3つの異なる請負者からの3件の提案がなければならない。提案は、直接手渡されるか、ファックス、郵便、その他の手段によって送付することができる。

5. 直接購入

本規則の第4条3項の規定遵守に基づいて、直接購入の形式は、終了した契約（1年以内に終了）の修正、あるいは投資者が、その入札が開催されたときの物品の数量、もしくは工事量の増加を希望する場合に、締結された契約の金額もしくは単価の範囲内で、現在実施中の契約に適用される。

この契約を締結する前に請負者は、その入札パッケージを実施するのに適した財務能力と技術力を有することを証明しなければならない。

6. 自主的实施

この形式は、本規則の第4条3項の規定を遵守した上で、実施する能力を持つ投資者の入札パッケージにのみ適用される（このケースには投資及び建設管理規則の63条は適用されない）。

7. 特別購入

この形式は、特定の規定が存在せず入札が開催されない独占的で特殊な産業に適用される。この産業を担当する機関は、入札規則の目標を満足させる実施プロセスを策定して計画投資省と協定を結び、首相に申請して決定を仰がなければならない。

第5条 入札の様式

1. ワンエンベロップ入札：これは、1枚の封筒に入札書類のすべてを収めて請負者が提出するものである。これは物品購入の入札と建設及び設置工事の入札

に適用される。

2. ツーエンベロップ入札：これは、2枚の封筒に技術提案書と金額提案書を別々に収めて同時に提出する契約である。技術提案書の封筒は、審査のために先行して検討される。技術提案の得点が70%以上の契約の価格提案書の封筒だけが開札されて次の審査を受ける。この方式は、コンサルタントを選定するための入札にだけ適用される。

3. 二段階入札

この形式は、以下のケースに適用される。

- 金額5000億ベトナム・ドン以上の物品購入と建設及び設置工事のための入札パッケージ
- 技術の選定や技術的な同時性、複雑な機器および技術を必要とする物品購入用入札パッケージ、または特に複雑な建設及び設置工事の入札パッケージ
- ターンキープロジェクト

この入札形式は、以下の手順で行われる。

- a. 第一段階：請負者は、各自の正式な技術提案書を作成提出するための統一的技術要件及び基準を入手するため、各請負者と詳細の検討および協議を行う技術提案書と資金調達計画(入札額見積りを除く)を含む予備入札書類を入札主催者に提出する。
- b. 第二段階：入札主催者は、第一段階に参加した請負者に、全体として同一の技術に基づいて適切に修正された技術提案書と、実施スケジュール、契約条件と入札額に関する詳細な資金調達提案を具備した正式な入札書類の提出を求める。

第6条 契約

1. 入札主催者と落札者は、書面による契約を締結しなければならない。かかる契約は、厳格に以下の原則を遵守しなければならない。
 - a. ベトナム社会主義共和国の契約に関する現行法を遵守しなければならない。案件に適用するベトナム法がない場合は、その契約を署名する前に首相の許可を得なければならない。
 - b. 契約の内容は、権限を有する者もしくは権限のある機関から承認されなければならない(入札結果が首相の承認を必要とする場合の外国もしくは国内の請負者と締結される契約にのみ適用される)。
2. 契約は、継続期間と入札計画に規定される入札パッケージの性格に応じて、

以下の形式のいずれか1つを取ることになる

- a. パッケージ契約とは、数量、品質に関する要件及び時期に関して、明示的に決定される入札パッケージに適用される工事全体の契約を意味する。契約に含まれていない事由が生じて、それが請負者の落度でない場合は、かかる事由は権限を有する者もしくは権限のある機関によって検討され決定されるものとする。
- b. ターンキー契約とは、請負者によって履行される入札パッケージの設計、材料の供給、並びに建設および設置のすべての作業を含む契約を意味する。投資者は、請負者が締結された契約に基づく工事全体を完成させたときは、実施、検収及び引き渡しを監督する責任を負わなければならない。
- c. 潜在的に金額調整が必要な契約とは、契約締結時の入札パッケージに適用される契約で、その品質と規模を正確に定める十分な根拠が未だ存在しないか、もしくは国家政策の変更の結果、入札額を変更するのが適当である契約を意味し、かかる契約の期間は12ヵ月間を超えるものとする。潜在的に金額変更が必要な契約の実施は、本規則の第7条の規定を遵守しなければならない。

第7条 契約金額の調整

契約金額は、以下の場合にのみ調整される。

1. 潜在的な調整及び調整公式を必要とする工事もしくは工事の一部の条件と限界が、権限を有する者もしくは権限のある機関の承認を受けた入札公示に明示的に規定されている場合。
2. 以下のケースの適用について関連当事者の合意があるか、または権限を有する者もしくは権限のある機関から許可された場合。
 - a. 請負者が原因ではなく、規模と数量(増加または減少のいずれか)の変更があった場合。
 - b. 潜在的な金額調整に従う契約で、実施期間が12ヵ月を超える契約の労働力要素、原材料、材料と設備の契約に関して国家政策に変更があったことが原因で価格が変化した場合。金額の引き下げは、契約実施の開始日から13ヶ月後の時点で初めて計算される。
3. 調整後の契約の金額は、承認された入札計画で決定された入札パッケージの総費用推計額、推計もしくは金額を超えてはならない。プロジェクトに基づく契約の調整額総額及び契約金額の合計は、承認された総投資資本を超えて

はならない。

第8条 プロジェクトの入札計画

1. プロジェクトの入札計画は、本規則の規定に従って入札主催者によって作成され、権限を有する者の承認を受けなければならない。プロジェクト全体の入札計画を立てる十分な根拠がない場合は、入札主催者は権限を有する者の承認を条件として実施段階に従って、プロジェクトの各部分についての入札計画を作成することができる。
2. プロジェクトの入札計画には以下を含まなければならない。
 - a. プロジェクトを入札パッケージに分割すること
 - b. 各入札パッケージの金額と資本の出所を決定すること
 - c. 請負業者の選定形式と各入札パッケージに適用する入札様式
 - d. 各入札パッケージごとの入札開催の時期
 - e. 各入札パッケージの契約の種別、及び
 - f. 契約の実施期間

第9条 入札開催の条件

1. 開催予定の入札について満たされるべき条件
 - a. 権限を有する者もしくは権限のある機関によって公布される投資決定または投資許可証
 - b. 権限を有する者によって承認された入札計画、及び
 - c. 権限を有する者もしくは権限のある機関から承認を受けた入札公示プロジェクトの投資準備を実施するコンサルタントを選定するための入札、もしくはプロジェクト実施のためのパートナーを選定する入札の場合は、その入札開催が満たすべき条件は、権限を有する者もしくは権限のある機関の書面による承認によって入札公示を承認されていることである。
2. 入札者として参加するための条件
 - a. 事業登録証明書を取得していること。入札公示に規定される複雑な設備の購入のための入札に関しては、事業登録証明書に加えて製造者の著作権に従う物品販売の許可を取得していなければならない。
 - b. 入札パッケージの要件を満たす技術力と資金調達力があること。
 - c. 独立入札者もしくは共同入札者のいずれかとして、1つの入札パッケージについて1件の入札書類のみ提出すること。国営企業が入札に参加する場合には、その国営企業の下部組織は、その入札パッケージの単独入札者として当該入札パッケージに参加してはならない。

3. 入札主催者が、自らの主催する入札に入札者として参加することは許されない。

第10条 国際入札に適用される条件と入札者への優遇措置

1. 国際入札が開催されるのは以下の場合に限られる。
 - a. 入札パッケージの技術的要件を満たせる国内入札者が存在しない場合。
 - b. 国際組織もしくは外国組織からの援助資金によるプロジェクトに関して、関連協定が国際入札を義務づけている場合。
2. ベトナムの国際入札に参加する外国の請負者は、ベトナムの請負者と共同企業体を組むか、または、ベトナムの下請業者を使用することを約束しなければならない。工事範囲、工事量及び関連金額単位の配分を定めておかなければならない。
3. 落札した外国の請負者は、共同企業体の当事者もしくは下請業者としてベトナムの企業に提示する作業量割合と単価は、入札書類に規定されたと同様でなければならない。契約締結交渉において、外国の落札者が入札書類の約束を遵守することを怠った場合は、入札結果は取消されるものとする。
4. ベトナムでの[国際]入札に参加する請負者は、ベトナム市場において生産され加工されまたは現在入手可能である、適切な品質と価格の原料及び設備を購入して使用することを約束しなければならない。
5. 外国請負業者2社の2件の入札書類が同等と格付けられた場合は、(共同企業体当事者もしくは下請業者として)ベトナムの当事者により多くの工事を与える請負業者の方を選定しなければならない。
6. 国際入札に参加する国内請負業者(独立してまたは共同企業体として)は、その入札書類が外国請負業者の入札書類と同等と格付けられた場合は、優先権を与えられるものとする。
7. [国内請負業者2社の]2件の入札書類が同等と格付けられる場合は、より労働力の消費が多いほうに優先権が与えられる。
8. 国際入札に参加する国内請負業者には、法律の規定に従った優遇措置が与えられる。

第 11 条 入札書類の説明

入札者が、入札締切後にその入札書類を変更することは認められない。入札主催者は、入札検討中に入札者に直接または間接的な会話によって、関連する入札書類の特定の問題を説明することを入札者に要求することができる。ただし、そのような説明は入札者間の公平性を保証しなければならない。それが入札書類の実質的な変更や入札額の変更を引き起してはならない。入札主催者による説明の要求並びに入札者からの回答はすべて書面によって行われなければならない。かつ法律の規定に従って入札主催者によって提出されなければならない。

第 12 条 入札書類作成期間及び入札書類の有効期間

1. 入札主催者は、その入札公示の中で入札締切の期限と入札書類の有効期間を明記しなければならない。各入札パッケージの規模と複雑さによって異なるが、入札書類を作成するための期間は、入札公示の発表日から、国内入札に関しては最低 15 日間(小規模入札パッケージに関しては 7 日間)とし、国際入札に関しては 30 日間とする。

特定の入札公示の内容に修正を加える必要がある特殊な場合で、入札締切期限がまだ来ていないときには入札主催者は、入札書類の作成期間を延長することができる。

入札公示の修正はすべて書面によって行われ、入札者が各自の入札書類を完成するための十分な時間を確保できるように、所定の入札締切の少なくとも 10 日前に参加入札者全員に送付しなければならない。

2. 入札書類の有効期間は、入札締切から 180 日を超えないものとする。入札書類の有効期限を延長する必要がある場合は、入札主催者は権限を有する者もしくは権限のある機関からの許可を得た後に入札者にそのことを知らせなければならない。入札者が延期を受入れない場合は、その者は入札保証の返還を受けものとする。

第 13 条 開札、入札検討、承認のための提出及び入札結果発表

1. 開札

所定期間内に提出された入札書類が「機密文書」として提出・受理された後、入札締切から 48 時間以内に(法律で定められた公休日を除く)、入札公示に記載された日時と場所において公開で開札を行うものとする。

開札に関する議事録には、以下の事項を明記しなければならない。

- a. 入札パッケージの名称

- b. 開札の日時と場所
- c. 入札者の氏名と住所
- d. 入札額、入札保証及び実施スケジュール
- e. その他関連事項。

入札主催者及び開札に招かれた入札者の代表者は、開札に関する議事録に署名しなければならない。

開札後、入札書類原本は格付と検討の段階に入る前に、各ページに入札主催者が署名しなければならない。

2. 入札検討

入札主催者は、入札公示に記載された要件及び開札前に権限を有する者、もしくは権限のある機関から承認された審査基準に基づいて、開札された入札書類を調査し検討して評価しなければならない。入札書類の審査は、以下の原則に基づかなければならない。

- a. コンサルタント活動の入札パッケージ、パートナーの選定に関する入札パッケージについての入札書類の検討、物品購入もしくは建設及び設置工事のための入札パッケージの予備的検討及び技術的検討に関しては、点数評価方式を用いること。
- b. 物品購入もしくは、建設及び設置工事のための入札パッケージに関しては、以下の2つのステップに従って評価する方式を用いること。
 - ステップ1: (評価基準に基づいて入札公示の基本的要件を満足させる入札者の)指名業者リストを作成するために、技術的側面を評価するための点数範囲を使用する。
 - ステップ2: 格付のために指名業者リストに該当する入札書類の評価金額を決定する。
- c. 入札検討のための金額もしくは最低金額を使用せずに、承認された入札計画の入札パッケージの金額を使用すること。

3. 入札結果の承認と発表

入札結果は、権限を有する者または権限のある機関の承認を受けなければならない。入札主催者が入札結果を発表できるのは、権限を有する者もしくは権限のある機関からそれが承認されたときに限られる。

第14条 入札で使用する通貨と言語

- 1. 入札に使用される通貨は、1工事件数について1種類の通貨を原則として、入札主催者によって入札公示の中で規定される。
入札書類の検討期間中にベトナム・ドン(VND)と外国通貨の交換レートが、開

札時点のベトナム国立銀行による関連する公定レートによって決定されなければならない。

2. 入札者が入札額を決定する基礎にすることができるように、入札公示には、法律の規定に従って課される税金について明示的に規定しなければならない。
3. 入札に使用される言語は、国内入札に関してはベトナム語、国際入札に関してはベトナム語と英語を使用する。

第 15 条 入札主催者の責任

本規則の第 8 条に従ってプロジェクトの入札計画を作成し提出して承認を求める任務に加えて、入札主催者は、権限を有する者もしくは権限のある機関に承認された入札計画、もしくは書面による承認並びに以下を含む本規則の 20 条、22 条、33 条、45 条及び 47 条に規定された入札開催手続に従って入札を実施する責任を負う。

1. 権限を有する者もしくは権限のある機関の承認に従って、入札のために専門家グループを組織するか、またはコンサルタントを雇う。
2. 入札の手続を要約して、権限を有する者もしくは権限のある機関に入札結果を提出して検討と承認を仰ぐ。
3. 落札者を発表し、契約締結のための交渉を行う
4. (本規則第 6 条 1 項 b に従って) 契約を提出して承認を申請し、契約を締結する。

第 16 条 専門家グループの成員、資格、責任及び権限

1. 成員

各入札パッケージの性質と複雑さに応じて専門家グループの成員は、以下の分野の者が含まれる

- a. 技法・技術
- b. 金融・経済
- c. 法律その他の分野(必要に応じて)

専門家グループの長は、権限を有する者もしくは権限のある機関の承認に従って入札主催者によって指名されるものとし、作業の実行、実施の要約及び評価その他の関連文書に関する報告を作成する。

2. 成員の資格

- a. 入札パッケージに直接関連する専門的スキルを備えていること
- b. 入札パッケージの内容に知見があること
- c. 実際の管理または調査の経験があること
- d. 入札手続についての知見があること

3. 専門家グループは以下の権限と責任を有する。
 - a. 法的文書を作成し、入札公示の草案を作成する。
 - b. 入札文書を受付して管理する。
 - c. 入札公示及び開札前に承認された審査基準に従って、入札文書を分析し、審査し、比較し、格付けすること。
 - d. 請負業者の検討及び選定の手続で文書を要約し、入札検討についての報告書を作成する。
 - e. 入札書類の分析、審査及び格付けにおいて誠実な客観的意見を入札主催者に書面で具申し、これらの意見の法的責任を負う。
上位団体がこのような意見を検討することを保留する権利を有する。
 - f. 情報の機密を保持し、いかなる形式でも入札者に協力しない、及び
 - g. 入札結果の査定に参加することは許されない。

第 11 章

請負業者を選定するための入札

第 17 条 コンサルタント活動の内容

1. プロジェクト作成に関するコンサルタント活動
 - a. 計画を作成し、全体的計画を策定する。
 - b. 予備実現可能性調査を作成する。
 - c. 実現可能性調査を作成する。
 - d. 計画立案、全体的計画の策定、予備実現可能性調査及び実現可能性調査に関する報告を審査する。
2. プロジェクト実施に関するコンサルタント活動
 - a. 調査を実施する。
 - b. 設計、総見積書、費用及び経費見積を作成する。
 - c. 設計、総見積書、(該当する場合は)費用及び経費。見積の審査と吟味
 - d. 入札公示を作成する。
 - e. 入札書類の分析と審査を行う。
 - f. 建設工事及び設備の設置工事の監督。
3. その他の案件に関するコンサルタント活動
 - a. プロジェクトを管理して資金調達の手配をする。
 - b. プロジェクトの実施を管理する。
 - c. 訓練、技術移転の実行その他の作業。

コンサルタントが、自分自身が履行した作業の結果の査定に参加することは認められず、また(ターンキー形式の入札パッケージを例外として)自分がコンサルタントを行った物品購入もしくは建設及び設置工事に関する入札パッケージの入札に参加することも認められない。

第 18 条 コンサルタントの地位

コンサルタントは以下の形態をとる

1. 法律に従って運営される政府もしくは政府以外のコンサルタント組織
2. 独立して、または法律に従って運営される組織の下でコンサルタントサービスを提供するコンサルタント。

第 19 条 コンサルタントに適用される要件

1. コンサルタントは、入札公示の要件にふさわしい適正な専門的資格を備えていなければならない。専門コンサルタントは、自分の専門資格を立証する学位及び証明書を保持していなければならない。
2. コンサルタントは、自分の専門知識の信頼性、正確さ、客観性について入札主催者に責任を負い、署名した契約書に基づく任務を適正に履行しなければならない。

第 20 条 入札準備の進行

コンサルタント選定のための入札は、以下の手続で開始する。

1. 入札公示の作成、これには以下が含まれる。
 - a. 入札公示の書面
 - b. 参考資料(目的、工事範囲、工事進捗、コンサルタントの職務と責任、入札主催者の責任、その他関連事項)
 - c. 関連するその他基礎的情報
 - d. 評価基準
 - e. 優遇措置(該当する場合)
 - f. 附属書類
2. 入札参加登録の発表
入札参加登録の発表は、適切なマスメディア上で行うか、あるいは情報を提供する関連組織・企業体の推薦する入札者に直接送付する。
3. 指名業者リストの決定
 - a. 指名業者リストは、権限を有する者もしくは権限のある機関から承認を受けた選定基準に従って作成される。

- b. 指名業者リストは、権限を有する者もしくは権限のある機関によって承認されなければならない。
4. 入札公示
入札主催者は、入札公示を指名業者リストに列挙された請負業者に送付しなければならない。
5. 入札書類の受付及び管理
入札主催者は、入札公示に従って所定の期間内に提出された入札書類だけを受理し、機密文書の管理に関する規則に従って入札書類を保管しなければならない。
6. 技術提案の封筒の開封
この目的のために、本規則第 13 条 1 項が遵守されなければならない。
7. 技術提案の評価
入札公示に記載された評価基準と技術提案の封筒を開封する前に権限を有する者もしくは権限のある機関の承認を受けた特定評価基準を遵守すること。
8. 金額提案の封筒の開封
本規則第 13 条 1 項に従って技術提案の総得点の 70%を得た入札書類の金額提案の封筒。
9. 総合評価
評価のための得点の使用は、入札公示に記載されたものと同じの集計についての技術及び金額の得点の構造に基づいていなければならない。金額の得点が総得点の 30%を超えてはならない。
10. 入札者格付リストを提出して承認を申請
11. 契約交渉
入札主催者は、最上位の評価を受けた入札者に契約交渉を招請しなければならない。それが不調に終わった場合は、入札主催者は次点評価の入札者を招請できるが、ただし、そのような招請は、権限を有する者もしくは権限のある機関の承認を受けなければならない。
入札主催者は、本条に含まれる 1 項から 11 項までに規定された作業を実施す

るか、もしくは専門家に実施させることができる。

12. 入札結果を提出して承認を申請

13. 落札者の発表と契約交渉

入札主催者は、承認された入札結果に参加している入札者に発表し、落札者との契約交渉をする。

14. (本規則第6条1項bの規定に従って) 契約を提出して承認を申請し、契約を締結する。

第21条 コンサルタント費用

1. 外国のコンサルタント費用には以下を含む。

- a. コンサルタント手数料(基本給、福利厚生費、管理費、事業利益及びその他手当を含む)
- b. 給与以外のその他費用(航空運賃、出張手当、文房具代、通信費、業務用機器、訓練費、その他諸手当)
- c. 法律に従って賦課される税金
- d. 予備費

予備費は、現行の規定に従って決定され、予備費は権限を有する者もしくは権限のある機関の承認に基づいてのみ使用される。

2. 国内コンサルタント費用は、現行法の規定に従う。

第111章

原材料及び設備を購入するための入札

第22条 入札準備の手続

物品購入のための入札は、以下の手続に従うものとする。

1. (適用可能な場合は)入札者の資格審査を実行する。
2. 入札公示を作成する。
3. 入札公示の書面もしくは入札公示の通知を送付する。
4. 入札書類を受理して管理する。
5. 開札する。
6. 入札者の評価と格付けをする。

本条の1項から6項に規定された入札の準備は、入札主催者もしくは雇い入れた専門家によって実行しなければならない。

7. 入札結果を提出して承認を申請。

8. 落札者を発表し契約を交渉する。
9. (本規則第6条1項bに従って)契約内容を提出し承認を得てから契約を締結する。

第23条 入札者の資格審査

1. 入札者は、3000億ベトナム・ドン以上の入札パッケージに関しては、それに入札公示の要件に従って相応しい能力と経験を有する入札者を選定するために、資格審査を受けなければならない。
2. 資格審査は、以下の手続で行われる。
 - a. 以下を含む資格審査のための一式書類の作成
 - 資格審査の書面
 - 資格審査の要領
 - 評価基準
 - 添付附属書類
 - b. 資格審査招請通知の交付
 - c. 資格審査参加用一式書類の受理と管理
 - d. 資格審査参加用一式書類の評価
 - e. 資格審査の結果の提出
 - f. 資格審査の結果の発表

第24条 入札公示

入札公示には以下を含まなければならない。

1. 入札公示書面
2. 入札参加申込書の書式
3. 入札指示書
4. (該当する場合は)優遇措置
5. 法律に従って賦課される税金
6. 技術、材料、設備、物品、技術仕様書及び原産地に関する要件
7. 関税
8. 評価基準(評価金額と同一の集計に換算する方法と公式を含む)
9. 契約の一般的条件と特定条件
10. 入札保証の書式
11. 契約書の書式
12. 履行保証の書式

第25条 入札公示の書面もしくは通知

このような入札公示の書面もしくは通知は以下を含むものとする。

1. 入札主催者の氏名と住所
2. プロジェクトの概要、物品引き渡しの時期と場所
3. 入札公示を検討するための指示書
4. 入札者として参加するための条件
5. 入札書類を受け取る時期と場所

第 26 条 入札指示書

入札指示書は、主に以下のことを網羅しなければならない。

1. プロジェクトの概要
2. プロジェクトの実施のための資本の出所
3. 入札者の能力、経験及び正当な地位に関する要件、その証拠及び入札が準備される時期よりも前の合理的な期間内に入札者に関する及びその他の関連情報
4. (該当する場合は)現場訪問及び入札者の問い合わせに対する回答

第 27 条 入札書類

物品供給に関する入札書類の内容は以下を網羅しなければならない。

1. 行政的及び法的事項
 - a. (権限を有する者によって署名された)正当な入札参加申込書
 - b. 事業登録証明書の写し。入札公示に記載された複雑な設備の購入に関しては、事業登録証明書の写しに加えて、製造者の著作権に基づく物品販売の許可証の写しも必要とされる。
 - c. (該当する場合は)入札者の下請業者を含む入札者の能力と経験を紹介する文書
 - d. 入札保証
2. 技術的内容
 - a. 物品の技術的仕様書
 - b. 技法及び技術的解決策
 - c. 物品の原産地と製造者の証明書
 - d. 建設及び設置工事の準備、訓練及び技術移転
 - e. 契約実施の進捗
3. 資金調達と取引に関する事項
 - a. 説明付の入札額と詳細な関税

- b. 物品引き渡し条件
- c. 融資条件(該当する場合)
- d. 支払条件

第 28 条 入札保証

1. 入札者は、入札書類と一緒に入札保証を供託しなければならない。二段階入札形式が適用される場合は、入札保証は第二段階で支払われるものとする。
2. 入札保証の金額は、入札額の 1%から 3%までの範囲とする。入札主催者は、入札者の入札額の機密を保持するために一律の保証金を定めることができる。入札主催者は入札保証の形式と条件を定めなければならない。保証金は、落札しなかった入札者に入札結果発表の日から 30 日以内に払い戻される。
3. 入札者は、以下の場合には入札保証の払い戻しを受けられない。
 - a. 落札したにもかかわらず契約の実施を拒絶した場合
 - b. 入札締切後に入札書類を取り下げた場合
 - c. 本法例の第 60 条に規定された入札規則に違反した場合
4. 入札保証は、公開入札と指名入札にのみ適用される。
5. 履行保証の供託後、落札者は入札保証の払い戻しを受けるものとする。

第 29 条 入札書類の審査基準

入札書類は、以下の内容に適用される基準に従って審査されなければならない。

1. 入札者の能力と経験
 - a 製造能力及び事業能力、技術力、専門スタッフの資格
 - b 財務能力(総売上高、利益その他の数字)
 - c ベトナム及び外国で同様の契約を実施した経験
2. 技術的事項
 - a 入札公示に記載された物品の数量、品質及び技術仕様の要件を充足させる能力
 - b 経済的・技術的な特徴、設備の規格、製造場所、製造資格及びその他の事項
 - c 技術的解決策の妥当性と経済的効率及び物品供給を組織する手段
 - d 設備据付け能力と技術者の能力
 - e 地形への適応力

f 環境影響と解決策

3. 資金調達と金額：(必要な場合は)資金調達力、取引条件と融資条件、評価金額
4. その他の基準：契約実施に要する時間、技術移転、訓練及びその他の事項

第30条 入札書類の審査

入札書類の審査は以下の手続で行わなければならない。

1. 資格審査

資格審査は、要件を満たさない入札書類を排除することを目的としており、以下のように実行される。

- a. 入札書類の適格性の検査
- b. 入札書類が入札公示の一般的要件を満足させることの検査
- c. 入札書類の説明(必要な場合)

2. 詳細審査

入札書類の詳細審査は、評価金額に基づいて実行され、以下の2ステップから構成される。

a. ステップ1：入札書類の技術的審査

審査は、入札公示に記載された審査の要件及び基準、並びに開札前に権限を有する者もしくは権限のある機関から承認された入札公示に規定される審査基準と矛盾しない詳細な審査基準に基づく。技術得点合計の最低70%を得た入札者を指名業者リストに記入する。

b. ステップ2：財務・取引上の審査

指名業者リストに記入された請負業者の入札書類の財務・取引上の審査を承認された審査基準に従って同一集計によって実行する。

財務・取引上の審査の狙いは、以下を含む評価金額を決定することである。

- 誤りの訂正
- 欠陥の調整
- 入札額の共通通貨への換算
- 比較するための同一集計への換算
- 入札書類の評価金額の決定

3. 入札書類を、評価金額に従って格付けして、関連する落札金額について落札者を提案する。

第31条 入札結果

1. その入札者の入札書類が入札公示の一般要件をすべて満足させる適格なものであり、評価金額が最も低いものであって、なおかつ落札提示金額が入札パッケージの金額より低い入札者が落札者になるものとみなされる。
2. 入札結果は、権限を有する者もしくは権限のある機関の承認を受けなければならない。
3. 入札主催者は落札者に契約交渉を招請するものとする。それが不調に終わった場合は、上記の目的のために入札主催者は次点者を招請することもできるが、ただし、かかる招請は権限を有する者もしくは権限のある機関の承認を受けなければならない。

第32条 履行保証

1. 落札者は、締結した契約の実施責任を担保するために入札主催者に履行保証を供託しなければならない。
2. 契約の履行保証の金額は、契約の形式と規模によって異なるが、契約金額合計の10%を超えないものとする。総額を10%より高くする必要がある特殊な場合は、権限を有する者もしくは権限のある機関の承認を受けなければならない。
履行保証は、請負者が保証もしくは保守管理の義務を引き渡すまで有効である。
3. 履行保証は以下の主要事項を網羅しなければならない。
 - a. 供託の時期：落札者は契約を締結する前に履行保証を供託しなければならない
 - b. 保証金は、現金、小切手、銀行保証もしくは類似の形式で提供される
 - c. 保証の有効期間
 - d. 保証金の通貨
4. 履行保証は、自主実施方式を唯一の例外として、本規則第4条に記載された全ての方式の請負者の選定に適用されなければならない。

第 IV 章 工事入札

第 33 条 入札準備の手続

建設及び設置工事の入札は、以下の手順で行わなければならない。

1. 入札者の資格審査(該当する場合)。
2. 入札公示を作成する。
3. 入札公示の書面もしくは入札公示の通知を送付する。
4. 入札書類を受理して管理する。
5. 開札する。
6. 入札者の審査と格付をする。

本条の 1 項から 6 項に規定された入札の準備は、入札主催者もしくは雇い入れた専門家によって実行しなければならない。

7. 入札結果を提出して承認を申請。
8. 落札者を発表して契約交渉をする。
9. (本規則第 6 条 1 項 b に従って)契約の内容を提出して承認を申請して契約を締結する。

第 34 条 入札者の資格審査

1. 入札者の資格審査は、2000 億ベトナム・ドン以上の金額の入札パッケージに限り、入札公示の要件に従ってプロジェクトの実施に適した能力と経験を有する入札者を選定するために実行されるものとする。
2. 資格審査は、以下のステップに従って実行されなければならない。
 - a. 以下を含む資格審査用書類の作成
 - 資格審査への参加招請書
 - 資格審査の指示書
 - 資格審査の審査基準
 - 添付附属書類
 - b. 資格審査招請の発表
 - c. 資格審査参加書類の受理と管理
 - d. 資格審査参加書類の審査
 - e. 資格審査結果を提出して承認を申請
 - f. 資格審査結果の発表

第 35 条 入札公示

入札公示には以下が含まなければならない。

1. 入札公示書面
2. 入札参加申込書の書式
3. 入札指示書
4. (該当する場合は)優遇措置
5. 法律に従って賦課される税金
6. プロジェクトの数量表と技術指示に添付される技術設計文書
7. 工事進捗
8. 審査基準(評価金額を決定するための集計と同一の集計に換算する方法と公式を含む)
9. 契約の一般条件と特定条件
10. 入札保証の書式
11. 契約書の書式
12. 履行保証の書式

第 36 条 入札公示の書面もしくは通知

入札公示の書面もしくは通知には以下を含むものとする。

1. 入札主催者の氏名と住所
2. プロジェクトの簡潔な説明、工事場所、工事期間その他の事項
3. 入札公示を検討するための指示
4. 入札者として参加するための条件
5. 入札書類の受付期間と受付場所

第 37 条 入札者に与えられる指示

指示の主な内容には以下が含まれるものとする。

1. プロジェクトの簡潔な説明
2. プロジェクトを実施するための資本の出所
3. 適用される技術的基準
4. 請負業者の能力、経験及び正当な地位に関する要件、その証拠及び入札準備時期よりも前の合理的な期間における入札者に関する及びその他の関連情報
5. (該当する場合は)現場訪問及び入札者の問い合わせに対する回答

第 38 条 入札書類

建設及び設置工事のための入札書類の内容には以下が含まれるものとする。

1. 行政的及び法的事項
 - a. (正当な権限を有する者によって署名された)正当な入札参加申込書

- b. 事業登録証明書の写し
- c. (該当する場合は)入札者の下請業者を含む入札者の能力と経験を紹介する文書
- d. (共同企業体が入札に参加する場合は)共同企業体協定
- e. 入札保証

2. 技術的内容

- a. 入札パッケージに基づく建設及び設置工事の方法と組織
- b. 工事実施の進捗
- c. 技術仕様、材料及び建設資材の供給元
- d. 品質保証手法

3. 財務・取引上の事項

- a. 説明付の入札額と詳細な関税
- b. 融資条件(該当する場合)
- c. 支払条件

第 39 条 入札保証

建設及び設置工事の入札パッケージの入札保証は、本規則の第 28 条に記載される物品購入のための入札と同様とする。

第 40 条 入札書類の審査基準

入札書類は、以下の基準に従って審査されるものとする。

1. 技術及び品質要件

- a. 設計図書に記載された材料及び設備の技術及び品質要件を満たす能力
- b. 技術的解決方法及び工法、建設活動組織の妥当性と実現性
- c. 衛生及び環境条件その他防火、労働安全等の安全条件を保証すること
- d. 建設器材の適格性(数量、型式、品質及び移動スケジュール...)
- e. 品質規格を保証する手段

2. 請負業者の能力と経験の基準

- a. 同様の地理的条件を持つ現場での同様の技術要件有するプロジェクトを請負ったことから得られた経験
- b. 直接プロジェクトに関する技術専門家及び作業員の人数と資格
- c. 財務能力(総売上高、利益その他)

3. 資金調達及び金額の基準: 資金調達力(必要な場合)、取引条件及び融資条件、

評価金額

4. 実施進捗

- a. 入札公示に記載された実施進捗全体を保証する能力
- b. 関連物件の完成進捗の妥当性

第41条 入札書類の審査

入札書類の審査は、以下の手順で行うものとする。

1. 資格審査

資格審査は、要件を満たさない入札書類を排除することを目的とし、以下のように実行される。

- a. 入札書類の適格性の検査
- b. 入札書類が入札公示の一般的条件を満たしていることの検査
- c. 入札書類の説明(必要な場合)

2. 詳細審査

入札書類の詳細審査は、評価金額に基づいて実行され、以下の2つのステップを含む。

- a. ステップ1：指名業者リストを作成するための入札書類の技術的審査
この審査は、入札公示に記載された要件と審査基準並びに権限を有する者、もしくは権限のある機関によって開札期限より前に承認された詳細な審査基準に基づく。技術得点合計で最低70%を獲得した入札者を指名業者リストに記入する。
- b. ステップ2：財務・取引上の審査
承認された審査基準に従って、同一の集計により指名業者リストに記入された請負業者の入札書類の財務・取引上の審査を実行すること
財務・取引上の審査は、評価金額を決定することを目的とするものであり、これには以下が含まれる。
 - 誤りの訂正
 - 欠陥の調整
 - 入札額の共通通貨への換算
 - 比較のための同一集計への換算
 - 入札書類の評価金額の決定

3. 評価金額に従って入札書類を格付して、関連する落札金額を提出した落札者を提案する。

第 42 条 入札結果

1. 入札公示の一般的条件を全て満足する適格な入札書類を提出し、最低評価金額と入札パッケージの金額または承認された費用推定、もしくは費用推定合計（承認された費用推定もしくは費用推定合計が承認された入札パッケージの金額よりも低い場合）を下回る落札提示金額を提示した入札者が落札するものと見なされる。
2. 入札結果は、権限を有する者もしくは権限のある機関から承認を受けなければならない。
3. 入札主催者は、落札者に契約交渉を招請しなければならない。それが不調に終わった場合は、上記の目的のために入札主催者は次点者を招請することができるが、ただしそのような招請は、権限を有する者もしくは権限のある機関から承認を受けなければならない。

第 43 条 履行保証

履行保証は、本規則の第 32 条に規定された物品購入のための入札に関する履行保証と同様である。

第 V 章

小規模入札パッケージに関する入札

第 44 条 小規模入札パッケージ主催の原則

1. この入札の形式は、本規則の第 1 条及び第 45 条の特殊規定に定められた入札の目標を遵守した上で、本規則第 3 条 12 項に定められた入札パッケージに適用される。
2. 小規模入札パッケージの準備は以下の原則に基づいて行われなければならない。
 - a. 省及び中央の権限下にある直轄市に所在する（国営企業もしくはその系列企業として存在する企業を除く）全ての経済部門の許可事業だけが参加する。参加が見込まれる地方請負業者の数が 3 社未満である場合は、入札主催者は外部参加者を招請しなければならない。入札パッケージに複雑な技術要件が適用される場合は、入札主催者は国営企業もしくは国営企業の系列企業である企業を招請することができる。

第 45 条 入札の開催

1. 入札は以下のステップで進められる。
 - a. 入札公示の作成
 - b. 入札参加を招請する書面もしくは通知の送付
 - c. 入札書類の受理、開札、入札者の審査と格付け本項 a、b、c に記載された入札の開催は、入札主催者もしくはその専門家によって実施される。
 - d. 入札結果の承認と契約の締結

2. 入札公示
入札主催者が作成する入札公示は、単純・明確で透明性がある一方で、入札者に関する必要不可欠な要件を確保すべきであり、以下を含む。
 - a. 入札公示の書面と入札参加申込書の書式見本
 - b. 入札パッケージの要件
 - 物品購入の場合：技術仕様、技術指示、及び実施進捗。
 - 建設及び設置工事の場合：承認された見積書を伴う技術設計、技術指示及び実施進捗
 - c. 本条 2 項 b の規定に従って(合格または不合格を)判定するための技術基準
 - d. 入札保証及び履行保証の書式

3. 入札書類
入札者によって作成される入札書類は、正統性と実現可能性を保証しなければならず、それには以下が含まれる。
 - a. 入札参加申込書、事業登録証明書の写し、入札保証
 - b. 技術提案及び実施進捗
 - c. 入札額

4. 入札書類の審査
 - a. 誤り訂正後の入札額が入札パッケージの承認額を上回らない、適格性のある入札書類のみを審査する。
 - b. 審査は、入札公示に記載された基準に基づいて入札公示の要件を満たす入札者を決定するために行われる。入札公示の要件を満たし、技術的要件を満たし、(入札公示の要件に従って誤りを訂正し欠陥を調整した後の)最低入札額を提示する入札者を落札予定者とする。

5. 入札結果
 - a. 入札結果は、権限を有する者もしくは権限のある機関による承認を受け

なければならない。

b. 入札主催者は、落札者に契約の交渉と締結を招請しなければならない。

6. 入札保証と履行保証

本規則の第 28 条及び第 32 条の規定に従って、入札保証は入札額の 1%に等しいものとし、履行保証は契約額の 3%に等しいものとする。

第 VI 章

プロジェクトを実施するパートナーを選定するための入札

第 46 条 適用の原則

政府により発行される年間投資リストもしくは投資者の提案に基づいて、2 社以上のパートナーが関心を持つプロジェクトの場合は、以下の形態のプロジェクトを実施するパートナーを選定する権限を有する者のために入札を開催しなければならない。

1. 未だ構想の形に留まっているプロジェクト
2. 承認された予備実行可能性調査もしくは実行可能性調査を有するプロジェクト
3. 工事の特定要件

第 47 条 入札の手続

プロジェクトに関心を持つパートナーが 7 社以上存在する場合は、資格審査を行わなければならない。資格審査は、本規則の第 23 条 2 項もしくは第 34 条 2 項の規定に従って実施される。

プロジェクトを実施するパートナーを選定するための入札は、以下のステップに従って進められるものとする。

1. 入札公示の作成

工事の目的、内容、範囲に関するプロジェクトの要件並びに実施進捗に基づいて、以下を含む入札公示を作成しなければならない。

- a. 入札公示の書面
- b. プロジェクトの基本的要件
- c. 入札指示書
- d. 関連情報
- e. 格付基準
- f. 添付される内訳明細書

2. 入札公示
入札主催者は、請負業者を選定する形式に適した通報形式を選択しなければならない。
3. 入札書類の受理と管理
入札主催者は、法律の規定に従って入札書類を受理して管理しなければならない。
4. 開札
5. 入札書類の審査
審査は、得点評価形式で行われる。70%以上の合計得点を獲得した入札者が落札者として検討されるために権限を有する者に提案される。

入札書類は、以下の2つのステップに従って評価され審査される。
 - a. 一次審査：法的・行政的側面、並びに入札書類が入札公示の要件を充足する能力の点で入札書類を検討すること。
 - b. 特定審査及び評価
入札書類の特定審査は、入札公示に記載された審査基準並びに、以下の主な内容に従って開札前に権限を有する者もしくは権限のある機関の承認を受けた特定基準に基づくものとする。
 - 誤りの訂正
 - 技術的事項、財務・取引条件に関する事項及び(該当する場合は)技術移転に関する事項
 - 入札者の格付
6. 入札結果を提出して承認を申請
7. 落札者の発表と契約交渉
承認された入札結果に基づいて、入札主催者は落札者に契約交渉の招請を行うものとする。
8. 契約を提出して承認を申請し、契約を締結する。

第48条 入札保証と履行保証

プロジェクトの性格に基づいて、入札保証と履行保証は、本規則第28条及び第32条に規定されたものと同様のものとする。

第VII章 入札の国家管理

第49条 入札の国家管理団体

1. 政府は、全国を通じて統一した入札管理を実行しなければならない。
2. 計画投資省が、入札活動の国家管理を実行するために政府を補佐する団体となる。
3. 大臣、省レベルの機関の長及び政府機関の長は、各自の責任と権限の範囲内で入札活動の国家管理を実行し、入札活動を直接担当する[大臣の場合は]副大臣もしくはそれと同等の者(閣僚レベルの機関及び政府機関の場合)を任命するものとする。
4. 中央の権限下にある州及び直轄市の人民委員会の議長、並びに区及び街区のレベルの人民協議会議長は、各自の管理下にある入札パッケージに関して入札の国家管理を実行して、入札を直接担当する次席者を任命するものとする。

第50条 入札の国家管理の内容

入札の国家管理は以下を網羅しなければならない。

1. 入札について交付される法的書類の作成、交付もしくは提出
2. 実施の準備
3. プロジェクトの入札計画の審査並びに入札結果の審査の準備
4. 入札計画及び入札結果の承認
5. 入札活動の検査の準備
6. 入札開催と入札規則の遵守についての要約、審査及び報告
7. 入札についての異議とクレームの解決

第51条 権限を有する者と権限のある機関の責任

1. 入札の主な内容の承認
 - a. プロジェクトの入札計画
 - b. 指名入札に参加する入札者の指名業者リスト
 - c. 入札に参加するコンサルタントの指名業者リスト
 - d. 資格審査招請、資格審査基準、及び資格審査結果
 - e. 入札公示
 - f. 入札書類の審査基準

- g. 技術提案による入札者の格付リストと、技術的・財務的基準による全体的格付リスト
 - h. 入札結果
 - i. 契約内容(その入札結果が首相に承認された、外国当事者との契約もしくは国内請負者との契約)
2. 落札者との契約の交渉、締結、実施の準備を入札主催者に指示する。
 3. 入札主催者による入札規則の遵守を検査する。

第 52 条 委任

入札の手續において入札の承認は、以下の原則に従って委任される。

- プロジェクトを承認する権限を有する者は、そのプロジェクトの入札計画と入札パッケージの高額の入札結果を承認することを義務づけられるとともに、その責任を負うものとする。
- [プロジェクトを承認する権限を有する者は]少額の入札パッケージの入札結果を承認する権限を下部団体に委任するか、もしくは権限を与えることができる。
- 審査に参加する審査機関及び個人は、各自の審査結果に責任を持たなければならない。

詳細に述べると以下の通り委任される。

1. 首相は、以下に関して承認するか、もしくは承認する権限を与えるものとする。
 - a. グループ A のプロジェクト及びその同等物の入札計画
 - b. 本規則の第 53 条の表 1 に記載されたレベル内の入札パッケージの入札結果
 - c. 本規則第 4 条の 3 項、5 項及び 6 項に記載された入札パッケージに関する請負業者の指名、直接購入、自主実施の承認を申請する。
本条の 1 項 a 及び b に関して首相は、計画投資省の審査報告書並びに関連する権限のある団体の意見書に基づいて承認を行う。本条の 1 項 c に関して首相は、計画投資省の審査報告書並びに融資機関及び関連する権限のある機関の意見書に基づいて承認を行う。
 - d. 入札規則の違反を検査と処理に関して決定する。
2. 計画投資相は、以下について責任を負う。
 - a. 提出物を審査して首相の承認を仰ぐ。

- グループ A のプロジェクト及びその同等物の入札計画
 - 本規則第 53 条の表 1 に記載されたグループ A プロジェクト及びその同等物に基づく入札パッケージの入札結果
 - 本規則第 4 条の 3 項、5 項及び 6 項に記載された入札パッケージに関する 請負業者氏名、直接購入、自主実施の申請
- b. 首相の要請に応じて他の入札パッケージの入札結果を審査する。
- c. 本規則の第 2 条 2 項 b に記載された計画投資相の投資許可交付権限を必要とするプロジェクトの入札パッケージの入札計画及び入札結果についての(計画投資相の投資許可交付権限を必要とするプロジェクト)合意を達成する。
3. 大臣、省レベルの機関の長、政府機関の長、首相によって設置された国営企業の経営委員会、並びに省及び中央の権限下にある直轄市の人民委員会議長は、以下の責任を負う。
- a. グループ A プロジェクト及びその同等物の入札計画についての報告もしくは意見書の作成。
- b. 入札結果を首相に提出して入札パッケージに関する承認を仰ぐか、または首相の承認を必要とする関連入札パッケージの入札結果についての意見書を作成する。
- c. 入札手続の基本的内容を承認する
- グループ A プロジェクト及びその同等物に関して、本規則 51 条 1 項 b、c、d、e、f、及び g に従う。
 - グループ B 及び C のプロジェクトもしくはその同等物の入札パッケージに関して、本規則 51 条 1 項 a、b、c、d、e、f、及び g に従う。
- d. 本規則 53 条の表 1 に記載された限度に従う入札パッケージに関する入札結果を承認する。
- e. (本規則第 6 条 1 項 b に従って)契約内容を承認する。
- f. (入札補佐機関の審査に基づいて)本規則の第 2 条 2 項 b に記載された各自の投資許可交付権限を必要とするプロジェクトの入札パッケージの入札計画及び入札結果についての(各自の投資許可交付権限を必要とするプロジェクトに関する)合意を達成する。
4. その地区及び街区レベルの人民委員会議長は、入札活動を補佐する関連組織の審査に基づいて、各自の[投資]決定に基づくプロジェクトに関しては、本規則第 51 条に記載された入札手続の基本的内容を承認する責任を負うものとする。

5. 共同企業体の経営委員会、共同企業体の正当な権限を有する代表者は、本規則第2条2項bに該当するプロジェクトに関して以下の責任を有する。
 - a. 投資許可機関の書面による同意に基づいてプロジェクトの入札計画を承認する。
 - b. 投資許可機関の同意に基づいてプロジェクトの全ての入札パッケージの入札結果を承認する。
 - c. 本規則51条1項b、c、e、f、g及びiに記載された入札手続の基本的内容を承認する。
 - d. 投資許可機関の同意に基づいて、本規則第4条の3項、5項及び6項に記載された入札パッケージに関する請負業者の指名、直接購入、自主実施の決定を行う。

第53条 入札結果の承認と審査の委任

本規則の第2条2項a、c及びeに記載されたプロジェクトに関する入札パッケージの承認金額に基づいて、入札結果の審査と承認は以下の表1を遵守しなければならない。

入札結果の承認と審査の委任

プロジェクトグループ	承認機関	審査機関	第 I 分野の入札パッケージ (単位：10 億ベトナム・ドン)		第 II 分野の入札パッケージ (単位：10 億ベトナム・ドン)		第 III 分野の入札パッケージ (単位：10 億ベトナム・ドン)	
			コンサルタント活動	物品、並びに建設及び据付工事	コンサルタント活動	物品、並びに建設及び据付工事	コンサルタント活動	物品、並びに建設及び据付工事
グループ A 及び同等物	首相	計画投資省	=20	=100	=15	=75	=10	=50
	大臣、政府機関の長、首相設置の国营企業の経営委員会	関連補佐機関	<20 の 全ての入札パッケージ	<100 の 全ての入札パッケージ	<15 の 全ての入札パッケージ	<75 の 全ての入札パッケージ	<10 の 全ての入札パッケージ	<50 の 全ての入札パッケージ
	省及び中央の権限下にある直轄市の人民委員会議長	省の計画投資局						
グループ B 及び C 並びに同等物	大臣、政府機関の長、首相設置の国营企業の経営委員会	関連補佐機関	プロジェクトに基づく全ての入札パッケージ					
	省及び中央の権限下にある直轄市の人民委員会議長	省の計画投資局						
	街区レベルの人民委員会議長	関連補佐機関	各自の裁量で決定し、法律に従って各自が投資決定を交付するプロジェクトに基づく全ての入札パッケージに責任を負う。					

注記：第 I 分野 以下を含む：電気、石油及びガス、化学品、機械、セメント、冶金、鉱物の開発と加工、輸送(橋、港湾、空港、鉄道、国有幹線道路)

第 II 分野 以下を含む：軽工業、水利保全、(第 I 分野以外の)輸送、上下水道、インフラ工事、新しい市街地、原料製造、電子機器、コンピュータ科学、郵便及び通信

第 III 分野 その他の全産業

第 54 条 入札書類審査と入札結果査定の所要期間

1. 入札書類審査の所要期間は、開札の時点から権限を有する者もしくは権限のある機関への入札結果の提出までと計算され、国内入札については 60 日、国際入札については 90 日を超えないものとする。二段階入札方式が適用される場合、入札書類審査の期限は第 2 段階の開札から計算される。
2. 入札結果を査定するための所要期間は、以下のように規定される。
 - a. 首相の承認を必要とする入札パッケージに関しては、所要期間は適正に作成された書類の受理日から 30 日以内である。
 - b. その他の入札パッケージに関しては、所要期間は適正に作成された書類の受理日から 20 日以内である。

第 55 条 入札手続の途中で生じた問題の処理

1. 入札パッケージの金額もしくは入札パッケージの内容の調整をする妥当な理由が存在する場合は、入札主催者は入札結果の提出して承認を仰ぐ前に現行規定に従って入札計画を調整する手続を実行しなければならない。
2. 入札書類を提出する請負業者が 3 社未満の場合は、入札主催者はさらに多くの入札書類を受理するために入札締切期間の延長を許可する決定、または提出された入札文書の開封を許可する決定を取りつけるために、入札準備手続について権限を有する者もしくは権限のある機関に報告しなければならない。
3. 計算ミスの訂正並びに入札公示の要件に従った補足や調整を済ませた入札書類全部の入札額が、承認された入札計画に記載された入札パッケージの金額よりどれも高い場合は、入札主催者は、権限を有する者もしくは権限のある機関に必ず報告して、入札書類が入札公示の基本的要件を満たしている入札者がさらに金額を提案できるようにするか、もしくは、そのような新しい金額の提案と並行して、承認された入札計画と(必要な場合は)入札公示の内容の中の入札パッケージの金額の再検討を許可するかのどちらを行うかについて決定を仰がなければならない。
4. 契約締結提案金額が落札金額を超過する場合には、入札主催者は、(契約締結提案金額が入札パッケージの金額を超える場合は)権限を有する者に、もしくは(契約締結提案金額が入札パッケージの金額を下回る場合は)権限のある機関に報告して、検討と決定を仰がなければならない。
5. 以下のいずれかに該当する場合は入札は取消される。

- a. 入札公示に記載された目標が、客観的な理由で変化した場合
 - b. 全ての入札書類が入札公示の基本的要件を満たさなかった場合
 - c. 入札者が、入札の競争性の欠如を招くような好ましくない共同行為を行って、入札主催者の利益を脅かしている証拠が存在する場合
- 権限を有する者もしくは権限のある機関の決定に基づいて、入札主催者は、入札の取消、または入札のやり直しについて全ての入札者に報告する責任を負う。
6. 2 件の入札書類がともに(得点もしくは評価額において)第 1 位に格付される場合は、(本規則第 10 条 5 項、6 項及び 7 項に記載された場合を除き)計算の訂正、入札公示の要件に従った補足及び調整後の入札額が低い入札者が落札者となる。
 7. 以下のいずれかの場合、入札書類を検討対象から外さなければならない。
 - a. 入札書類が入札公示に記載された資格審査に適合しない場合
 - b. 入札書類が技法、進捗関する基本的要件及び財務・取引条件に適合しない場合
 - c. 入札主催者が指摘し変更を示唆した計算の誤りを入札者が拒否する場合、または入札書類に入札額の 15%を超える計算ミスが含まれている場合
 - d. 入札書類に入札額の 10%を超える金額の誤りがある場合

第 56 条 文書、書類及び情報の守秘義務

入札及び入札審査に参加する全ての機関、組織及び個人は、以下の規定に従って文書、書類及び情報の秘密を守らなければならない。

1. 入札公示の発送日より前にいかなる目的であっても入札公示の内容を一切開示しないこと。
2. 入札書類の内容、帳簿の記録、入札審査に関する議事録、専門家及びコンサルタントの各入札者に関する意見と所見及びその他、「秘密」もしくは「厳秘」と捺印された文書を暴露してはならない。
3. 入札主催者による入札結果の発表よりも前に入札結果を暴露してはならない。
4. 入札検討の手中に入札書類の審査に関する情報を提供したり、売るためにいかなる者とも結託してはならない。

上記の秘密を暴露する行為は、本規則第 60 条に従って速やかに処分されなければならない。

第 57 条 入札費用及び手数料

1. 入札主催者は、権限を有するものもしくは権限のある機関によって決定された価格で入札公示を販売することができる。国内入札に関しては、入札公示の価格は 500,000 ベトナム・ドンを超えないものとする。国際入札に関しては、そのときの国際的慣例が適用される。上記の金額以外は、入札主催者は入札者からその他の金銭を受領する権利を持たない。このようにして受領された金額は、法律の規定に従って使用されるものとする。
2. 入札開催及び入札検討のための支出は、建設省及び計画投資省と協力して財務省によって規定されたプロジェクトの一般経費に計上される。
3. 入札結果の審査のための手数料はプロジェクトの一般経費に計上され、入札パッケージの合計金額の 0.01% に等しくなるものとするが、3000 万ベトナム・ドンを超えてはならない。財務省は、入札結果の審査のための基金の管理と使用に関する特定ガイダンスを規定する責任を負う。

第 VIII 章 検査及び違反の解決

第 58 条 入札検査

1. 首相は、必要な場合は入札規則の違反の検査と解決について決定を行う。
2. 計画投資省は、他の関連省庁、出先機関及び地方機関を調整して国全体にわたる入札の実施を検査する。
3. 省庁、出先機関及び地方機関の入札管理を担当する関連機関は、出先機関もしくは地方機関内部の入札に関して検査を実行する。

第 59 条 入札の実施を検査する機関の内容と権限

1. 入札検査は以下のように実行されるものとする。
 - a. スケジュールに従って行われる定期検査及び入札手続中の抜き打ち検査
 - b. 困難に直面したり組織及び個人の不服申し立てによる検査
2. 上記の検査中においては、検査機関は以下の権限を有する。

- a. 関連する組織及び個人に対して全ての必要な書類の提出と質問事項に関する回答を提示することを要求する権限。
- b. 検査の内容及び対象に関する証拠及び文書を検査して集めるとともに、検討及び決定のために権限を有する者もしくは権限のある機関に対する報告を作成する権限。
- c. 本規則第 60 条の規定に従って、入札実施の違反を処分する方法について権限を有する者に提案を行う権限。

第 60 条 違反の処分

1. 入札規則に違反した者は、その違反の性質と深刻さによって異なるが、行政処分を受けるか、もしくは法律に従って刑事訴追を受けなければならない。
2. 入札規則に違反する入札者は、違反の性質と深刻さに応じて、入札参加者リストからの削除、入札保証を受取る権利の剥奪もしくは 1 年または 3 年の間いかなる入札にも参加する権利を剥奪されるか、もしくは法律の規定に従って処分されるものとする。
3. 本人の地位もしくは権限を利用して、文書、書類及び情報の内容の暴露などの入札規則に違反し、かかる情報を不法に提供するために共同行為に加わるか、もしくは贈収賄、詐欺その他の違法行為を犯す者は、違反の性質と深刻さに応じて、行政制裁に従って処分されるか、または法律に従って刑事訴追を受けるものとする。
4. 入札規則に違反して損害を引き起す者は、法律の規定に従ってその損害を補償しなければならない。

第 IX 章 実施規定

第 61 条 実施組織

1. 計画投資省は、財務省、通商省、建設省その他省庁、出先機関及び地方機関と調整を行って本規則を実施するための指針を定める。
2. 財務省は、関連省庁、出先機関と調整して、国家機関、軍隊、大衆組織、及び国家予算による資本を使用する SOE の、ユーティリティ、材料、設備及び作業手段の購入のための入札の実施についての指針を定める。

3. 労働・戦争障害者・社会福祉省は、財務省、建設省その他関連省庁、出先機関と調整を行って、国内コンサルタント手数料、ベトナムで落札した外国請負業者との契約に基づいて作業する国内専門家の給与についての指針を定める。
4. 司法省は、関連省庁、出先機関と調整して入札規則の違反に対処する。
5. 建設省は、関連省庁、出先機関と調整して、入札に参加する国内請負業者への優遇措置に関する規定を取りまとめて首相に提出する。
6. 大臣、省レベルの機関の長、政府機関の長、省及び中央の権限下にある直轄市の人民委員会議長は、本規則を実施する責任を持ち、毎年12月に入札活動の実施に関する報告を財務省に送付してその要約を首相に提出する。
7. 本規則が適用されない問題が起きた場合は、権限を有する者もしくは権限のある機関にその問題の発生を直ちに報告して検討と決定を仰ぐこと。

政府を代表して
首相
(署名と捺印)
PHAN VAN KHAI